

国際人権諸条約に
基づく政府報告
「コア文書」
(仮訳)

2012年5月

目次

I. 基本情報

A. 国の人口統計学的、経済的、社会的及び文化的特徴

1. 地理的情報
2. 人口統計学的特徴
3. 社会的及び文化的特徴
4. 経済的特徴

B. 憲法、政治及び法制度

1. 政治体制
2. 立法機関
3. 行政機関
4. 司法機関
5. 地方自治
6. NGOに関する法制

II. 人権保護制度の基本的枠組み

A. 国際人権規範の受容

1. 主要人権諸条約の締結状況
2. 留保及び宣言

B. 国内法における人権保護制度

1. 憲法等による人権の保護
2. 国内法システムの一部としての人権諸条約
3. 人権諸問題に対処する機関及び救済制度

C. 国内における人権保護促進の枠組み

1. 人権保護促進に関する国会及び地方議会の役割と活動
2. 人権関係諸条約の周知
3. 人権教育・啓発
4. 人権意識向上のための施策
5. NGO等の市民社会団体の参画
6. 国際協力
7. 政府報告作成の過程

III. 非差別・平等に関する政策

1. 非差別・平等に関する法制
2. 非差別・平等に関する法制

I. 基本情報

A. 国の人口統計学的、経済的、社会的及び文化的特徴

1. 地理的情報

我が国は、アジア大陸の東縁に沿って弧状に連なる島国である。我が国の北方に日本海・オホーツク海を隔ててロシア、南方に太平洋を隔ててフィリピン・ミクロネシア、西方に日本海・東シナ海を隔てて朝鮮半島・中国などがそれぞれ位置する。

2011年10月1日現在、我が国の面積は377,955平方キロメートルで、本州227,975平方キロメートル、北海道77,984平方キロメートル、九州36,752平方キロメートル、四国18,301平方キロメートルの4大島の面積が、その約96%を占めている¹。

2. 人口統計学的特徴

(1) 総論

2010年10月1日現在、総人口は1億28,05万7,352人、うち女性が65,72万9,615人、男性が62,32万7,737人である。総人口に対する割合は、女性が約51%、男性が約49%である。

人口密度は1平方キロメートルあたり343.4人、対前回(2005年)人口増加率は0.2%である。

15歳以下人口は1,802万2,210人、うち女性が8,79万4,746人、男性が9,22万7,464人で、65歳以上人口は29,24万5,685人、うち女性が16,77万5,273人、男性が12,47万412人となっている。15歳以下の人口の割合は約14%、65歳以上の人口の割合は約23%である。

日本の地方公共団体は、都道府県及び市町村により構成されている。都道府県数は47、市町村数は1,734であり、そのうち市²の数は787、町村³の数は947である。なお、地方自治法により、人口が50万人以上で指定された市は、政令指定都市になっている。政令指定都市は、都道府県に準じた行政及び財政権を与えられており、現在19の政令指定都市がある。都市部⁴の

¹ 出典：国土地理院 平成23年全国都道府県市区町村別面積調

² 東京都特別区部を1市として扱った。特別区とは、大都市の一体性を確保する見地から一般の市町村とは異なった目的、構成、権能を持った特別な地方公共団体のことである。現在23区が特別区となっている。

³ 根室振興局(元・根室支庁)色丹村、泊村、留夜別村、留別村、紗那村、薬取村を含んだ数。

⁴ 「都市部」とは、平成22年10月1日現在の市(東京都特別区部を含む。)の区域を全て合わせた地域としている。

人口は1億16,15万6,631人であり、地方部⁵の人口は11,90万721人である。都市人口の全人口に対する割合は、約91%である。

(2) 外国人登録者数

2010年末の外国人登録者数は、213万4,151人で、前年に比べ5万1,970人減少した。国籍別では、中国が68万7,156人で全体の32.2%を占め、次いで韓国・朝鮮が56万5,989人(26.5%)、ブラジルが23万5,522人(10.8%)、フィリピンが21万1,811人(9.8%)、ペルーが5万4,636人(2.6%)、米国が5万6,677人(2.4%)である。

外国人登録者数の過去5年間の推移は以下のとおり。

	2006 年末	2007 年末	2008 年末	2009 年末	2010 年末
外国人登録者数 (人)	2,084,919	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151

(3) 全国社寺教会等信者数

2009年末現在、我が国の信者数は、神道系が106,498,381人、仏教系が89,674,535人、キリスト教系が2,121,956人、諸教が9,010,048人である。⁶

(4) 母国語及び民族に関する統計

公用語は日本語である。

日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住する先住民族であるアイヌの人々は、独自の言語を有しており、政府は、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興に取り組んでいる。

日本国内におけるアイヌの人々の総人口及びアイヌ語を使用する人口については明らかでないが、2006年度の北海道アイヌ生活実態調査によれば、北海道内には23,782人のアイヌの人々が居住している。

3. 社会的及び文化的特徴

⁵ 「地方部」とは、平成22年10月1日現在の町村（我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する島である、根室振興局色丹村、泊村、留夜別村、留別村、紗那村、薬取村を除く。）の区域を全て合わせた地域としている。

⁶ 合計人数が総人口を超えているが、それは個人が複数の宗教団体によって計上されている可能性があるためである。

(1) 出生及び死亡についての統計

- ① 2010年の平均寿命は、女性が86.39年、男性が79.64年である。
- ② 2010年の合計特殊出生率は1.39である。合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子ども数である。
- ③ 2010年の死亡率は人口千対9.5、乳児死亡率は出生千対2.3、妊産婦死亡率は出産10万対4.1である。

① から③に関する過去5年間の統計は以下のとおり。⁷

年次	平均寿命		出生率 (人口千対)	合計特殊 出生率	死亡率 (人口千対)	乳児 死亡率 (出生千対)	妊産婦 死亡率 (出産10万対)
	男	女					
2006	79.00	85.81	8.7	1.32	8.6	2.6	4.8
2007	79.19	85.99	8.6	1.34	8.8	2.6	3.1
2008	79.29	86.05	8.7	1.37	9.1	2.6	3.5
2009	79.59	86.44	8.5	1.37	9.1	2.4	4.8
2010	79.64	86.39	8.5	1.39	9.5	2.3	4.1

④ 2010年度の人工妊娠中絶の割合⁸（人工妊娠中絶実施率）は、15歳以上50歳未満の女性総人口千人あたり7.9⁹である。過去5年分の統計は以下のとおり。¹⁰

年度	2006	2007	2008	2009	2010
人工妊娠中絶実施率	9.9	9.3	8.8	8.3	7.9

⑤ 10大死亡原因

2010年の10大死亡原因（死亡率）は、第1位から順に悪性新生物（279.7）、心疾患（149.8）、脳血管疾患（97.7）、肺炎（94.1）、

⁷ 出典：厚生労働省 人口動態統計

⁸ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

⁹ 実施率は、分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた（15歳未満・不詳の数値を含む）人工妊娠中絶件数を用いている。

¹⁰ 出典：厚生労働省 平成22年度衛生行政報告例

老衰（35.9）、不慮の事故（32.2）、自殺（23.4）、腎不全（18.8）、慢性閉塞性肺疾患（12.9）、肝疾患（12.8）である。過去5年分の統計は以下のとおり。

年		2006	2007	2008	2009	2010
第1位	死因名	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
	死亡率 ¹¹	261.0	266.9	272.3	273.5	279.7
第2位	死因名	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患
	死亡率	137.2	139.2	144.4	143.7	149.8
第3位	死因名	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患
	死亡率	101.7	100.8	100.9	97.2	97.7
第4位	死因名	肺炎	肺炎	肺炎	肺炎	肺炎
	死亡率	85.0	87.4	91.6	89.0	94.1
第5位	死因名	不慮の事故	不慮の事故	不慮の事故	老衰	老衰
	死亡率	30.3	30.1	30.3	30.7	35.9
第6位	死因名	自殺	自殺	老衰	不慮の事故	不慮の事故
	死亡率	23.7	24.4	28.6	30.0	32.2
第7位	死因名	老衰	老衰	自殺	自殺	自殺
	死亡率	22.0	24.4	24.0	24.4	23.4
第8位	死因名	腎不全	腎不全	腎不全	腎不全	腎不全
	死亡率	16.8	17.2	17.9	18.1	18.8
第9位	死因名	肝疾患	肝疾患	肝疾患	肝疾患	慢性閉塞性肺疾患
	死亡率	12.9	12.8	12.9	12.7	12.9
第10位	死因名	慢性閉塞性肺疾患	慢性閉塞性肺疾患	慢性閉塞性肺疾患	慢性閉塞性肺疾患	肝疾患
	死亡率	11.4	11.8	12.3	12.2	12.8

（2）H I Vエイズその他の主要な伝染病の感染者割合及び主要な伝染病及び非伝染病の感染率

①H I V感染者及びA I D S患者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症発生動向調査事業により、国へ報告されることとなっており、2010年における

¹¹ 死亡率：人口10万対

新規HIV感染者数は1,075件であり、新規AIDS患者数は469件となっている。

また、2010年末までの新規HIV感染者累計は12,648件であり、新規AIDS患者累計は5,799件となっている。

近年の特徴としては、①20～30代の感染者が多い、②男性同性間性的接触による感染が多い、③大都市だけでなく、地方都市においても感染が広がってきているといった傾向が認められる。過去5年分の統計は以下のとおり。

年度	2006	2007	2008	2009	2010
エイズ患者報告数	406	418	431	431	469
HIV感染者報告数	952	1,082	1,126	1,021	1,075
合計	1,358	1,500	1,557	1,452	1,544

年度	2006	2007	2008	2009	2010
保健所等におけるHIV抗体検査件数	116,550	153,816	177,156	150,252	130,930
保健所における相談件数	173,651	214,347	230,091	193,271	164,264

②結核の新登録患者数については、全国の保健所を通じて報告される結核登録者情報調査によると、2010年で23,261人となっている。近年では減少傾向が続いているものの、国内では未だ2万人を超える新規患者が発生しており、引き続き十分な対策が必要である。過去5年分の統計は以下のとおり。

年度	2006	2007	2008	2009	2010
新登録患者総数	26,384	25,311	24,760	24,170	23,261

③腸管出血性大腸菌感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症発生動向調査事業により、国へ報告されることとなっており、2010年で患者（有症者）2,719例、無症状病原体保有者1,416例、計4,135例の感染者が報告され、例年同様、夏季に流行のピークがみられた。過去5年分の統計は以

下のとおり。¹²

年度	2006	2007	2008	2009	2010
報告数（人）	3,922	4,617	4,329	3,879	4,135

（３）教育に関する統計

①初等・中等教育における就学率及び中退率

2011年度の義務教育就学率は、学齢児童では99.95%、学齢生徒99.96%、高等学校等への進学率は女性98.5%、男性98.0%、合計で98.2%である。過去5年分の統計は以下のとおり。

年度	義務教育就学率（%） ¹³		高等学校等への進学率（%） ¹⁴		
	学齢児童	学齢生徒	計	男	女
2006	99.97	99.98	97.7	97.4	98.0
2007	99.97	99.98	97.7	97.4	98.0
2008	99.96	99.97	97.8	97.6	98.1
2009	99.96	99.97	97.9	97.7	98.2
2010	99.96	99.97	98.0	97.8	98.3

2010年度の高等学校における中途退学者数は、5万5,415人で、うち国立が43人、公立が3万8,372人、私立が1万7,000人である。中途退学率（在籍者数に占める中途退学者数の割合）は、1.6%で、うち国立が0.4%、公立が1.6%、私立が1.7%である。過去5年分の統計は以下のとおり。

年度	2006	2007	2008	2009	2010

¹² 患者および無症状病原体保有者を含む。出典：感染症発生動向調査（2011年4月27日現在報告数）

¹³ 義務教育就学率：義務教育学齢人口（外国人を除く就学者数＋就学免除・猶予者数＋1年以上居所不明者数）に対する外国人を除く就学者数の比率。

¹⁴ 高等学校等への進学率：中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、浪人は含まない。）の占める比率。

中途退学者数(人)	77,027	72,854	66,243	56,947	55,415
国立	44	45	52	51	43
公立	53,251	50,529	45,742	39,412	38,372
私立	23,732	22,280	20,449	17,484	17,000
中途退学率(%)	2.2	2.1	2.0	1.7	1.6
国立	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
公立	2.2	2.1	1.9	1.7	1.6
私立	2.3	2.2	2.0	1.8	1.7

② 公立学校における教師一人あたりの学生数

2011年5月1日現在、公立学校における教員1人当たり児童・生徒数は、小学校が17.4人、中学校が14.6人、中等教育学校が13.7人、特別支援学校が1.7人、高等学校が13.9人となっている。

	小学校	中学校	中等教育学校	特別支援学校	高等学校
児童・生徒数	6,763,713	3,287,437	16,115	122,269	2,422,095
教員数	387,925	225,341	1,180	71,126	174,185
教員一人あたり児童 制度数	17.4	14.6	13.7	1.7	13.9

③識字率

我が国では近年、関連する公的調査は行われていないものと承知している。参考として、進学率は上記①参照。

(4) その他の統計

①2010年における平均世帯人員は2.59人である。また、ひとり親と未婚の子のみの世帯は、推計数3,180千世帯、構成割合6.5%、母子世帯は、推計数708千世帯、構成割合1.5%である。¹⁵

¹⁵ 出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

年次	総数	ひとり親と未婚の子のみの世帯		母子世帯		平均世帯人員
		推計数 (千世帯)	構成割合 (%)	推計数 (千世帯)	構成割合 (%)	
2004	46,323	2,774	6.0	627	1.4	2.72
2007	48,023	3,006	6.3	717	1.5	2.63
2008	47,957	3,202	6.7	701	1.5	2.63
2009	48,013	3,230	6.7	752	1.6	2.62
2010	48,638	3,180	6.5	708	1.5	2.59

② 2011年平均の1世帯当たり消費支出の割合は、食料23.6%、住居7.9%、保健医療4.4%、教育3.3%、その他60.8%である。過去5年分の統計は以下のとおり。¹⁶

(単位：%)

	2007年 平均	2008年 平均	2009年 平均	2010年 平均	2011年 平均
消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料	22.9	23.2	23.4	23.2	23.6
住居	7.4	7.2	7.3	7.5	7.9
保健医療	4.2	4.1	4.3	4.2	4.4
教育	3.5	3.5	3.6	3.3	3.3
その他 ¹⁷	62.0	62.0	61.5	61.7	60.8

③ 2009年における相対的貧困率は16.0%、子供の貧困率は15.7%である。過去5年分の統計は以下のとおり。¹⁸

(単位：%)

年次	1997	2000	2003	2006	2009
----	------	------	------	------	------

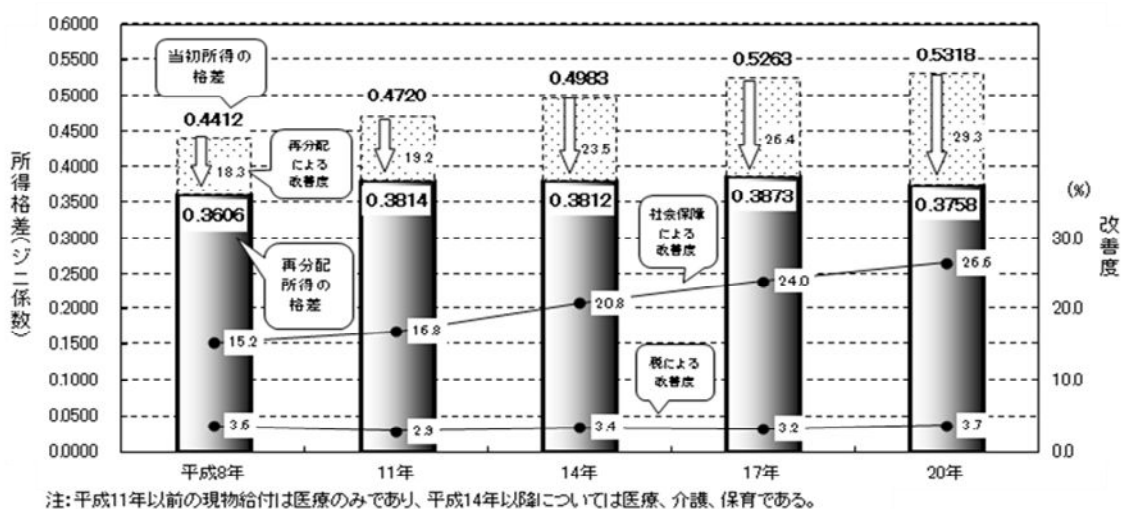
¹⁶ 出典：総務省統計局「家計調査」

¹⁷ 「その他」は「光熱・水道」、「家具・家事用品」、「被服及び履物」、「交通・通信」、「教養娯楽」及び「その他の消費支出」を合計したものである。

¹⁸ 出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」。貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出。大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

相対的貧困率	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0
子どもの貧困率	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7
子どもがいる現役世帯	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6
大人が一人	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8
大人が二人以上	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7

④高齢者世帯の増加等により当初所得¹⁹のジニ係数は年々大きくなっているが、再分配所得²⁰のジニ係数は1999年調査以降0.38前後で推移している。



4. 経済的特徴 (economic characteristics)

(1) 雇用に関する統計

- ① 2010年平均の労働力人口は6590万人、15歳以上人口に対する割合は59.6%である。このうち女性の労働力人口は2768万人で15歳以上人口(女性)に対する割合は48.5%、男性の労働力人口は3822万人で15歳以上人口(男性)に対する割合は71.6%となっている。
- ② 2010年平均の労働力増加率(労働力人口の対前年増加率)は-0.4%で、これを男女別にみると、女性は-0.1%、男性は-0.6%となっている。
- ③ 2010年平均の就業者の15歳以上人口に対する割合は56.6%で、男女別にみると、女性は46.3%、男性は67.7%となっている。
- ④ 2010年平均の完全失業率は5.1%で、男女別に見ると、女性が4.6%、

¹⁹当初所得：雇業者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額)の合計額。

²⁰再分配所得：当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付を加えたもの。

男性が5.4%となっている。

① から④に関する過去5年分の統計は以下のとおり。²¹

(単位：万人)

年次	男女計				
	労働力人口		労働力人口 比率 (%)	就業率 (%)	完全失業率 (%) ²²
	総数	対前年増減率 ²³			
2006	6657	0.1	60.4	57.9	4.1
2007	6669	0.2	60.4	58.1	3.9
2008	6650	-0.3	60.2	57.8	4.0
2009	6617	-0.5	59.9	56.9	5.1
2010	6590	-0.4	59.6	56.6	5.1

年次	男				
	労働力人口		労働力人口 比率 (%)	就業率 (%)	完全失業率 (%)
	総数	対前年増減率			
2006	3898	-0.1	73.2	70.0	4.3
2007	3906	0.2	73.1	70.3	3.9
2008	3888	-0.5	72.8	69.8	4.1
2009	3847	-1.1	72.0	68.2	5.3
2010	3822	-0.6	71.6	67.7	5.4

年次	女				
	労働力人口		労働力人口 比率 (%)	就業率 (%)	完全失業率 (%)
	総数	対前年増減率			
2006	2759	0.3	48.5	46.6	3.9
2007	2763	0.1	48.5	46.6	3.7
2008	2762	0.0	48.4	46.5	3.8
2009	2771	0.3	48.5	46.2	4.8
2010	2768	-0.1	48.5	46.3	4.6

⑤主要経済部門における雇用の割合について、2010年平均の第1次産業、

²¹ 出典：総務省統計局 労働力調査 年平均結果

²² 完全失業率 = 完全失業者 ÷ 労働力人口

²³ 労働力人口の対前年増加率 = 労働力人口の対前年増減 ÷ 労働力人口総数

第2次産業及び第3次産業の就業者数の就業者総数に対する割合は、それぞれ4.0%、24.8%及び70.2%で、これを男女別にみると、男性は、それぞれ4.1%、32.3%及び62.7%となっており、また、女性は、それぞれ3.9%、14.5%及び80.6%となっている。

過去5年分の統計は以下のとおり。²⁴

(単位：%)

年次	就業者総数に占める割合								
	計			男			女		
	第1次産業 ²⁵	第2次産業 ²⁶	第3次産業 ²⁷	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
2006	4.3	27.0	67.7	4.2	34.0	60.7	4.3	17.2	77.5
2007	4.2	26.8	67.8	4.2	33.9	60.6	4.3	16.8	77.7
2008	4.2	26.4	68.3	4.2	33.6	61.0	4.2	16.2	78.4
2009	4.2	25.4	69.5	4.3	32.8	62.0	4.1	15.0	79.9
2010	4.0	24.8	70.2	4.1	32.3	62.7	3.9	14.5	80.6

⑥2010年平均の推定組織率（労働組合員数を雇用者数で除して得られた数値）は、18.5%である。

（2）経済指標

- ① 2010暦年の一人あたり国民所得は、前年比2.3%増加し、2,715千円（31,016米ドル）となっている。
- ② 2010暦年の国民総生産（GDP）は、前年比2.3%増加し、481,773.2十億円（5兆5035億米ドル）となっている。
- ③ 2010暦年の国民総所得（GNI）は、前年比2.1%増加し、494,030.2十億円（5兆6432億米ドル）となっている。

①～③に関する過去5年分の統計は以下のとおり。²⁸

²⁴ 出典：総務省統計局 労働力調査 年平均結果

²⁵ 第1次産業：農業、林業、漁業

²⁶ 第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

²⁷ 第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業～公務（他に分類されるものを除く）

²⁸ 出典：内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 平成22年度国民経済計算確報

・一人当たりの国民所得 (千円)

2006 暦年	2007 暦年	2008 暦年	2009 暦年	2010 暦年
2,936	2,986	2,866	2,654	2,715

・国内総生産(GDP)〈名目〉 (十億円)

2006 暦年	2007 暦年	2008 暦年	2009 暦年	2010 暦年
506,687.0	512,975.2	501,209.3	471,138.7	481,773.2

・国民総所得(GNI)〈名目〉 (十億円)

2006 暦年	2007 暦年	2008 暦年	2009 暦年	2010 暦年
521,086.2	530,172.8	517,720.3	483,767.6	494,030.2

- ④ 2011年の消費者物価指数(CPI)は、前年比0.7%の下落となっている。

過去5年分の統計は以下のとおり。²⁹

年	指数	前年比
2007	100.7	0.0
2008	102.1	1.4
2009	100.7	-1.4
2010	100.0	-0.7
2011	99.7	-0.3

- ⑤ 2010年度の一般政府の負債(株式以外の証券)は、48,126.3十億円である。

過去5年分の統計は以下のとおり。³⁰

(十億円)

	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
負債の変動	8,003.9	18,365.4	5,428.3	47,554.5	48,126.3
負債残高	691,835.8	719,871.4	725,562.8	771,557.5	821,768.2

- ⑥ 2009年度の社会保障給付費³¹は998,507億円で、総歳出比は50.

²⁹ 出典：総務省統計局 消費者物価指数(2010年基準指数。ただし、2007年から2010年の前年比は2005年基準の公表値による。)

³⁰ 出典：内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 平成22年度国民経済計算確報

6%、対GDP比は21.1%である。
過去5年分の統計は以下のとおり。

年度	社会保障給付(億円)	総歳出比 (%)	GDP比 (%)
2005	877,827.0	47.8	17.4
2006	891,098.0	48.9	17.5
2007	914,305.0	49.6	17.8
2008	940,848.0	49.9	19.2
2009	998,507.0	50.6	21.1

なお、社会保障関係費³²の過去5年分の統計は以下のとおり。

年度	社会保障関係費(億円)	一般会計歳出比(%)	GDP比(%)
2008	225,617.4	26.6	4.6
2009	287,161.5	28.4	6.1
2010	282,489.2	29.6	5.9
2011	292,897.9	27.5	6.2
2012	263,901.3	29.2	5.5

⑦ 2011年度のODA予算(補正予算含まず)は5,727億円である。³³ODA実績の対GNI比は0.18%(2011年暫定値)である。

B. 憲法、政治及び法制度

1. 政治体制

我が国の政治体制は、いわゆる三権分立主義と議会制民主主義に基づいている。

日本国憲法では、主権が国民に存することを宣言し、国会を唯一の立法機関とし(第41条)、行政権は内閣に(第65条)、司法権は裁判所に(第76条第1項)属することを規定している。国会と内閣の関係では、いわゆる議員内閣制を採用している。

³¹ ILOが国際比較上定めた社会保障の基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、各年度の決算等をもとに推計したもの。

³² 国の一般会計歳出のうち、社会保障に関係するもの。脚注31の社会保障給付費のうち、国庫が負担する部分に概ね相当する。

³³ 我が国の会計年度は、財政法第11条において、「国の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする」、と定められている。

地方公共団体は、団体自治及び住民自治の原則に基づき、中央の機関、特に、行政権に対して独立した権限を持っている（第92条～第95条）。

憲法第4章（第41条～第64条）では国会、第5章（第65条～第75条）は内閣、第6章（第76条～第82条）は司法について規定している。

2. 立法機関

（1）総論

国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成され、両議院とも全国民を代表する選挙された議員で組織される（第42条、第43条第1項）。

選挙権については年齢満20歳以上の日本国民の男女に、平等に与えられている。また、被選挙権については、衆議院議員については年齢満25年以上の日本国民の男女に、参議院議員については年齢満30年以上の日本国民の男女に、それぞれ平等に与えられている。

議員の任期は、衆議院議員については4年（但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に任期終了。）、参議院議員については6年（3年ごとにその半数が改選される。）と規定している（第45条、第46条）。

衆議院議員の定数は480人で、そのうち、300人は小選挙区制によって、180人は比例代表制によって全国を11に分けた各選挙区から選出される。参議院議員の定数は242人で、そのうち、96人は比例代表制によって、146人は各選挙区において、47の全都道府県の区域を通じて選出される。

（2）政党

政党は、権力分立を機能させる上で重要な役割を果たしている。憲法は、政党について直接の規定を置いていないが、結社の自由を保障し（第21条）、議員内閣制を採用している（第66条第3項、第67条～第69条）など、政党の存在を予定した規定を置いている。政治資金規正法第3条は、①政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体、②特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体等を「政治団体」とし、そのうち、①当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの、又は②直近において行われた選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるものを「政党」としている。

2012年1月18日までに官報告示された政党は、公明党、国民新党、社会民主党、自由民主党本部、新党改革、新党きづな、新党大地・真民主、新党日本、たちあがれ日本、日本共産党中央委員会、民主党、みんなの党の12団

体である。

(3) 統計

① 2011年9月2日現在の選挙人名簿登録者数は、104,363,405人で、男性は50,437,107人、女性は、53,926,298人である。選挙人名簿登録者数の全人口に占める割合は、81.5%である。³⁴

	2011.9.2	2010.9.2	2009.9.2	2008.9.2	2007.9.2
選挙人名簿登録者数(人)	104,363,405	104,380,514	104,287,444	104,093,583	103,956,347
男性(人)	50,437,107	50,461,288	50,431,862	50,348,729	50,303,462
女性(人)	53,926,298	53,919,226	53,855,582	53,744,854	53,652,885
国調人口(人) ³⁵	128,057,352	128,057,352	127,767,994	127,767,994	127,767,994
選挙人名簿登録者数/国調人口(%)	81.5	81.5	81.6	81.5	81.4

② テレビ、新聞、ラジオ等の普及度に関する公式のデータは存在しないが、参考まで、インターネット利用人口の推移は以下のとおり。

	2006年末	2007年末	2008年末	2009年末	2010年末
利用者数(万人)	8,754	8,811	9,091	9,408	9,462
人口普及率(%)	72.6	73.0	75.3	78.0	78.2

③ 2012年1月現在、各党派ごとの議席数の配分は以下のとおり。

衆議院議席数	参議院議席数
--------	--------

³⁴ 選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数(総務省資料)及び国勢調査結果より作成。

³⁵ 2011年及び2010年の統計については2010年の、2006年～2009年の統計については2005年の国勢調査人口を使用。

会派名	男性	女性	合計	会派名	男性	女性	合計
民主党・無所属クラブ	255	37	292	民主党・新緑風会	86	20	106
自由民主党・無所属の会	112	8	120	自由民主党・ たちあがれ日本・無所属の会	70	16	86
公明党	18	3	21	公明党	16	3	19
みんなの党	5	0	5	みんなの党	11	0	11
日本共産党	8	1	9	日本共産党	4	2	6
社会民主党・市民連合	5	1	6	社会民主党・護憲連合	3	1	4
たちあがれ日本	2	0	2	新党改革	2	0	2
国民新党・新党日本	5	0	5	国民新党	3	1	4
新党きづな	8	1	9		0	0	0
無所属	9	1	10	無所属	3	1	4
(欠員)			1				0
計	427	52	480	0	198	44	242

④国政選挙における政党ごとの議席獲得数は以下のとおり。

	2010 参議院議員選挙			2009 衆議院議員選挙		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
民主党	38	6	44	268	40	308
自由民主党	43	8	51	111	8	119
公明党	8	1	9	18	3	21
みんなの党	10	0	10	5	0	5
日本共産党	2	1	3	8	1	9
社会民主党	1	1	2	5	2	7
たちあがれ日本	1	0	1			
国民新党				3	0	3
新党改革	1	0	1			0
新党日本				1	0	1
その他				1	0	1
無所属				6	0	6

(欠員)						
計	104	17	121	426	54	480

⑤政府は、第3次男女共同参画基本計画において実効性ある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を掲げ、各重点分野において、期限と数値を定めたゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導入した。

我が国における国政の分野への女性の参画状況のうち、女性国会議員数については、2011年11月の時点で総数721人のうち97人（13.5%）、衆議院議員479人のうち52人（10.9%）、参議院議員242人のうち45人（18.6%）である。国会において女性が就いている役職については、2011年11月の時点で衆議院における常任委員長及び特別委員長がある。

政府は、第3次男女共同参画基本計画において、これまで取り上げてこなかった政治分野への女性の参画の拡大について定め、衆議院議員の候補者に占める女性割合及び参議院議員の候補者に占める女性割合について、それぞれ2020年までに30%を目指すという目標を初めて設定した。同計画に基づき、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）は、各政党及び各地方議会議長会に対し、各政党の役員等に占める女性割合、国会議員選挙及び地方議会選挙における女性候補者の割合の拡大や仕事と生活の調和の推進体制の整備、女性の地方議会議員のネットワーク形成を始めとするポジティブ・アクションの導入について協力を要請した。

国の審議会等委員への女性の参画の促進については、2006年4月の男女共同参画推進本部決定で2020年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満にならない状態を達成すること、また当面の目標として2010年度末までに33.3%とすることを目標とした。2010年9月末時点で33.8%を達成しており、現在は、2020年までの目標に向けて女性人材データベースなどを活用しながら、各省において取組を進めている。

過去5年間の女性国会議員の割合は以下のとおり。

	2007.4	2008.4	2009.5	2010.5	2011.4
女性衆議院議員(人)	45	45	44	54	52

女性衆議院議員/衆議院議員総数 (欠員除く)(%)	9.4	9.4	9.2	11.3	10.9
女性参議院議員(人)	34	44	44	42	44
女性参議院議員/参議院議員総数 (欠員除く)(%)	14.3	18.2	18.2	17.4	18.2

⑥行政単位ごとの国政・地方選挙での平均投票率

国政選挙においては、直近の2010年参議院比例代表選挙において、全国
の平均投票率は57.92%である。地方選挙においては、直近の都道府県知
事選挙における投票率は次の表のとおりである。

(単位：%)

都道府県名	国政選挙		地方選挙
	2010年参議院 比例代表選出議員 選挙	2010参議院 選挙区選出議員選挙	都道府県知事選挙 (最新)
北海道	61.88	61.89	59.46
青森県	54.55	54.55	41.52
岩手県	60.35	60.36	59.92
宮城県	53.34	53.34	46.57
秋田県	65.05	65.05	67.39
山形県	63.96	63.97	65.51
福島県	61.62	61.63	42.42
茨城県	55.11	55.11	67.97
栃木県	56.60	56.59	32.28
群馬県	58.55	58.55	36.62
埼玉県	55.82	55.83	24.89
千葉県	54.84	54.85	45.56
東京都	58.69	58.70	57.80
神奈川県	55.56	55.56	45.24
新潟県	60.99	60.99	46.49
富山県	64.85	64.86	41.44
石川県	59.85	59.86	48.13
福井県	65.25	65.26	58.05
山梨県	64.04	64.04	42.29

長野県	64.72	64.72	52.70
岐阜県	59.75	59.75	38.44
静岡県	57.37	57.37	61.06
愛知県	57.46	57.46	52.52
三重県	60.85	60.85	55.69
滋賀県	60.81	60.82	61.56
京都府	53.71	53.71	41.09
大阪府	56.34	56.35	52.88
兵庫県	54.41	54.41	36.02
奈良県	59.11	59.11	52.21
和歌山県	59.37	59.38	43.37
鳥取県	65.76	65.77	59.11
島根県	71.69	71.70	52.70
岡山県	56.97	56.97	43.78
広島県	53.51	53.51	33.71
山口県	61.90	61.91	37.21
徳島県	58.24	58.24	50.55
香川県	57.71	57.71	36.92
愛媛県	57.55	57.56	49.17
高知県	58.49	58.49	無投票
福岡県	56.07	56.07	41.52
佐賀県	63.05	63.05	59.41
長崎県	61.29	61.30	60.08
熊本県	61.91	61.91	49.36
大分県	62.96	62.96	56.44
宮崎県	56.77	56.77	40.82
鹿児島県	58.36	58.36	38.99
沖縄県	52.41	52.44	60.88
合計	57.92	57.92	—

3. 行政機関

内閣は、内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する（憲法第66条第1項）。

現在、内閣の下に1府13省庁（内閣府、国家公安委員会（警察庁）、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経

済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）が設置されている。

また、人事院、公正取引委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会等の行政機関が設置されている。

我が国は公務員制度を採用し、国又は地方公共団体においては、公務員が行政事務を担当する。

4. 司法機関

(1) 総論

すべて司法権は、裁判所に属する（第76条第1項）。すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される（第76条第3項）。裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されず、裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことはできない（第78条）。国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設け（第64条）、最高裁判所の裁判官については、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される（第79条第2項～第4項）。

裁判所には、最高裁判所及び下級裁判所（高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所）がある。最高裁判所は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、判事の員数を、14人としている。我が国は三審制を原則としているほか、判決が確定した後でも、法律が定める一定の事由がある場合には、再審の制度がある。また、裁判の対審及び判決は原則として公開法廷でこれを行う（第82条第1項）。

(2) 刑事司法に関する統計

① 10万人当たりの凶悪犯及び粗暴犯の認知件数（2010年）

	2010年	
	認知件数	人口10万人当たりの認知件数 ³⁶

³⁶ 2011年2月25日総務省公表の2010年国勢調査人口速報集計結果の数値（総人口）を

凶悪犯		7,576	5.9
殺人 計		1,067	0.8
	殺人罪	1,012	0.8
	嬰兒殺	13	0.0
	殺人予備罪	22	0.0
	自殺関与・同意殺人罪	20	0.0
強盗 計		4,029	3.1
	強盗殺人罪	36	0.0
	強盗傷人罪	1,415	1.1
	強盗強姦罪	97	0.1
	強盗・準強盗罪	2,481	1.9
放火		1,191	0.9
強姦		1,289	1.0
粗暴犯		63,646	49.7
凶器準備集 合		6	0.0
暴行		29,593	23.1
傷害罪		26,432	20.6
傷害致死罪		115	0.1
脅迫		2,298	1.8
恐喝		5,202	4.1

② 10万人当たりの凶悪犯及び粗暴犯の検挙人員並びに各罪種の割合（2010年）

	2010年		
	検挙人員	10万人当たりの検挙人員 ³⁷	凶悪犯と粗暴犯の計を100としたときの各罪種の割合(%)
凶悪犯と粗	54,546	48.6	100.0

使用。

³⁷ 2011年2月25日総務省公表の2010年国勢調査人口速報集計結果の数値（14歳以上の人口）を使用。

暴犯の計				
凶悪犯		5,021	4.5	9.2
殺人計		999	0.9	1.8
殺人罪		954	0.9	1.7
嬰兒殺		10	0.0	0.0
殺人予備罪		19	0.0	0.0
自殺関与・同意殺人罪		16	0.0	0.0
強盗計		2,568	2.3	4.7
強盗殺人罪		50	0.0	0.1
強盗傷人罪		1,155	1.0	2.1
強盗強姦罪		63	0.1	0.1
強盗・準強盗罪		1,300	1.2	2.4
放火		651	0.6	1.2
強姦		803	0.7	1.5
粗暴犯		49,525	44.1	90.8
凶器準備集合		45	0.0	0.1
暴行		22,076	19.7	40.5
傷害罪		21,895	19.5	40.1
傷害致死罪		135	0.1	0.2
脅迫		1,613	1.4	3.0
恐喝		3,761	3.4	6.9

③刑事通常第一審における処断罪名が凶悪犯罪³⁸の有罪判決人員³⁹及びうち懲役刑⁴⁰人員⁴¹は、以下のとおりであると承知している。

	有罪判決人員
--	--------

³⁸ 凶悪犯罪とは、放火（刑法第108条～第111条、第113条及び第114条）、強姦（刑法第177条、第178条2項、第181条2項、178条の2、第181条3項）、殺人（刑法第199条、第201条）、強盗（刑法第236条～第241条、盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条～第4条）を指す。

³⁹ 有罪判決人員には一部無罪人員も含む。

⁴⁰ 懲役刑には無期懲役も含む。

⁴¹ 実人員である。

		うち懲役刑人員
2006年	3,442	3,429
2007年	2,993	2,979
2008年	2,696	2,691
2009年	2,572	2,563
2010年	2,275	2,271

④凶悪犯罪（殺人、強盗、放火、強姦）による逮捕⁴²、起訴及び懲役刑⁴³の数

区分		殺人	強盗	放火	強姦
2006年	逮捕	813	3,145	758	1,138
	起訴	690	2,563	574	953
	懲役刑	614	1,503	276	496
2007年	逮捕	749	2,682	729	1,086
	起訴	612	2,074	521	885
	懲役刑	501	1,181	253	501
2008年	逮捕	737	2,369	612	1,043
	起訴	604	1,797	463	789
	懲役刑	458	1,047	238	446

⁴² 逮捕については、既済となった事件についてのみ計上している。

⁴³ 懲役刑は、新受刑者を計上しており、殺人には嬰兒殺（刑法第199条）、同予備（同201条）及び自殺関与（同202条）を含む。

2009 年	逮捕	646	2,666	619	886
	起訴	492	2,060	430	662
	懲役刑	414	1,057	198	385
2010 年	逮捕	520	2,058	583	831
	起訴	380	1,635	414	568
	懲役刑	348	916	179	311

⑤性犯罪の認知件数

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
強姦	1,948	1,766	1,582	1,402	1,289
強制わいせつ	8,326	7,664	7,111	6,688	7,027
公然わいせつ	2,602	2,286	2,361	2,357	2,651
わいせつ物頒布等	795	810	816	797	837

⑥未決勾留の期間

我が国の刑事訴訟法は、起訴前の被疑者の身柄拘束について、被疑者の人権保障を図りつつ、事案の真相を十分に解明するための捜査を遂行することができるように、逮捕、勾留期間の合計期間を最長でも23日間に制限している。そして、起訴後においては、罪証隠滅のおそれが認められないこと等の条件の下で、保釈が認められる。

⑦罪名別及び刑期別の受刑者数

(i) 罪名別の受刑者数

罪名	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
総数	70,496	70,053	67,672	65,951	63,845

刑法犯	50,878	51,171	49,224	48,010	45,861
公務執行妨害	211	209	188	160	151
逃走	—	—	—	—	—
犯人蔵匿・証拠隠滅	15	14	13	5	13
騒乱	—	—	—	—	—
放火	1,215	1,166	1,113	1,056	978
住居侵入	495	480	453	432	415
通貨偽造	168	136	122	101	84
文書偽造・有価証券偽造・支払用カード電磁的記録関係・印章偽造	471	511	488	470	435
偽証・虚偽告訴	8	8	6	7	2
わいせつ・わいせつ文書頒布等	83	90	97	125	110
強制わいせつ・同致死傷	866	909	959	933	910
強姦・同致死傷	2,028	2,115	2,137	2,144	2,014
賭博・富くじ	21	19	19	35	23
贈収賄	17	13	19	16	11
殺人	4,189	4,210	4,173	4,093	3,891
傷害	2,674	2,759	2,559	2,405	2,266
傷害致死	960	812	813	771	732
暴行	148	169	172	159	136
危険運転致死傷	260	316	279	265	238
業務上過失致死傷	1,365	1,239	715	298	112
重過失致死傷	4	3	2	3	5
自動車運転過失致死傷	…	51	297	465	675
脅迫	116	121	117	76	69
略取・誘拐及び人身売買	88	95	77	81	62
窃盗	19,663	19,675	18,882	18,482	17,836
強盗	2,535	2,490	2,389	2,347	2,261
強盗致死傷	4,730	4,829	4,710	4,568	4,425
強盗強姦・同致死	462	486	498	504	508
詐欺	4,556	4,688	4,679	4,916	4,707

恐喝	1,721	1,618	1,461	1,213	1,016
横領・背任	557	614	579	532	487
盗品等関係	133	97	77	83	65
決闘罪に関する件	—	—	—	—	—
爆発物取締罰則	30	29	32	33	36
暴力行為等処罰に関する法律	431	400	336	344	329
その他の刑法犯	758	800	763	888	859
特別法犯	19,618	18,882	18,448	17,941	17,984
公職選挙法	2	6	2	2	2
軽犯罪法	1	1	1	—	1
銃砲刀剣類所持等取締法	637	605	547	493	410
売春防止法	68	62	50	52	52
児童福祉法	136	124	134	160	162
麻薬及び向精神薬取締法	276	283	301	267	250
覚せい剤取締法	15,323	14,738	14,403	14,103	14,446
職業安定法	15	8	6	3	9
道路交通法	1,198	1,182	1,212	1,157	1,155
出入国管理及び難民認定法	541	456	343	242	198
その他の特別法犯	1,421	1,417	1,449	1,462	1,299

(ii) 刑期別の受刑者数

刑名・刑期	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
総数	70,496	70,053	67,672	65,951	63,845
懲役	70,164	69,728	67,346	65,654	63,581

3月以下	42	25	31	22	23
6月以下	442	412	349	329	283
1年以下	3,252	3,122	3,020	2,870	2,507
2年以下	14,943	14,590	13,692	13,471	13,230
3年以下	17,862	17,763	16,893	16,615	16,311
5年以下	17,906	17,572	16,891	15,862	14,938
7年以下	6,426	6,422	6,227	5,982	5,663
10年以下	4,320	4,482	4,528	4,538	4,460
15年以下	2,570	2,766	2,948	3,041	3,091
20年以下	774	834	942	989	1,061
20年を超える	31	70	114	163	218
無期	1,596	1,670	1,711	1,772	1,796
禁錮	331	324	326	297	263
3月以下	3	—	—	1	—
6月以下	—	—	2	2	—
1年以下	33	37	36	31	34
2年以下	210	180	170	137	117
3年以下	70	84	89	90	79
5年以下	14	23	30	34	30
5年を超える	1	—	—	2	3
無期	—	—	—	—	—
拘留	1	1	—	—	1

⑧ 収容中の死亡事故数⁴⁴

(単位；件)

年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
刑事施設	19	22	26	15	24
留置施設	7	7	7	3	7

⁴⁴ 死亡事故数：自殺及びその他の事故死の件数をいい、病死の件数を含まないもの。

⑨年あたりの死刑執行数

年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
人数	4	9	15	7	2

⑩人口10万人あたりの警察官、検察官及び裁判官の数

年度	2007	2008	2009	2010	2011
警察官	197.93	197.83	198.55	199.21	199.41
検察官	1.98	2.02	2.05	2.09	2.10
裁判官	2.67	2.73	2.79	2.83	2.86

⑪警察・保安及び司法への公共支出

平成22年度決算における支出済歳出額については、警察庁は275,098,880,152円、法務省は669,594,821,286円である。

年度	警察庁 (円) ⁴⁵	法務省 (円)
2006	248,564,796,104	663,356,677,379
2007	269,758,949,799	673,976,510,191
2008	276,916,961,629	681,884,155,120
2009	329,300,902,066	672,707,427,477
2010	275,098,880,152	669,594,821,286

⑫刑事通常第一審の被告人における勾留された人員及びうち国選弁護人が選任された人員は、以下のとおりであると承知している。⁴⁶

年	勾留された人員	うち国選弁護人が選任された人員
2006年	73,070	56,391
2007年	67,652	52,759

⁴⁵ 警察庁（全国集計（国費））の過去5年間の一般会計の決算額

⁴⁶ 実人員である。

2008年	63,575	50,486
2009年	61,872	50,954
2010年	58,623	50,824

(2) 犯罪被害者に対する給付制度

① 犯罪被害者等給付金制度

犯罪被害給付制度は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った犯罪被害者に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、その被害による精神的、経済的打撃の軽減を図るため、国が犯罪被害者等給付金（「遺族給付金」、「重傷病給付金」及び「障害給付金」の3種類）を支給するものである。

年度 区分	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
申請に係る被害者数 (申請者数)	491 (649)	448 (574)	462 (565)	589 (719)	585 (718)
支給裁定に係る被害者数 (裁定件数)	435 (583)	407 (546)	388 (510)	538 (656)	534 (641)
不支給裁定に係る被害者数 (裁定件数)	23 (27)	38 (42)	19 (22)	28 (31)	29 (32)
【合計】裁定に係る被害者数 (裁定件数)	458 (610)	445 (588)	407 (532)	566 (687)	563 (673)
裁定金額 (単位：百万円)	1,272	932	907	1,277	1,311

② 被害回復給付金支給制度

2006年12月から施行されている被害回復給付金支給制度は、犯罪収益の剥奪及びそのような犯罪の被害者の保護を一層充実させるため、詐欺罪などの財産犯等の犯罪行為が組織的に行われた場合や犯罪被害財産が隠匿・收受された場合等に、被告人からの犯罪被害財産の没収及びその価額の追徴を可能として、被告人から没収された犯罪被害財産の換価等により得られた金銭又は追徴された犯罪被害財産の価額に相当する金銭を給付資金として保管し、犯罪被害者に対し、被害の回復を目的とする給付金として支給するものである。

5. 地方自治

憲法では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」（第92条）と規定し、これを受けて、1947年に地方自治法が制定された。

地方公共団体では、主に、47都道府県と1,734市町村がある（2010年10月1日現在）。

地方公共団体には、議事機関としての議会及び地方公共団体の長（知事、市町村長等）が置かれている。議会は、住民によって選挙された議員で組織されている。法令の範囲内で条例を制定又は改廃し、予算を議決し、決算を認定することが主な権限である。

長も住民によって選挙され、条例の執行、議案及び予算の議会への提出、規則の制定等、地方公共団体の事務を執行する。

地方自治法では、住民が直接請求できる権利について定めている。直接請求権が認められるのは、条例の制定・改廃の請求、事務の監査の請求、議会の解散の請求、議員・長等の解職の請求である。

6. NGOに関する法制

我が国ではNGOとしての登録制度はないが、我が国のNGOとして国際社会で活動している団体には、我が国で登録されているNPOが含まれているものと承知している。

「NPO（Non Profit Organization）」とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称である。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。このうち「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した法人である。法人格の有無を問わず、様々な分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

NPOの中には法人格を持たず活動しているところも多数あるが、法人格を持たないと、銀行口座の開設や事務所の賃貸などを団体の名を行うことができないなどの不都合が生じることがある。特定非営利活動法人制度とは、こうした不都合を解消しNPO活動を促進することを目的に、NPOが簡単な手続きで法人格を取得できる仕組みとして2001年10月に導入された。自由な法人運営を尊重し、情報公開を通じた市民の選択・監視を前提に、所管庁の関与が極力抑制された制度となっている点が大きな特徴である。

NPOを設立するためには、所管庁に申請し、認証を受けることが必要である。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになる。

2011年7月31日時点で、認証された特定非営利活動法人の数は、43,116法人である。

Ⅱ. 人権保護制度の基本的枠組み

A. 国際人権規範の受容

1. 主要人権諸条約の締結状況

2011年12月現在で、我が国が締結もしくは署名している主要な国際人権・人道条約は以下のとおり。

①主な国際人権条約及び議定書

- ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1979年締結、同年発効）
- ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約（1979年締結、同年発効）
- ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1995年締結、1996年発効）
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（1985年締結、同年発効）
- ・ 児童の権利に関する条約（1994年締結、同年発効）
- ・ 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書（2004年締結、同年発効）
- ・ 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（2005年締結、同年発効）
- ・ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（1999年締結、同年発効）
- ・ 障害者の権利に関する条約（2007年署名）
- ・ 強制失踪条約（2009年締結、2010年発効）

②その他の国連の人権に関する条約

- ・ 難民の地位に関する条約（1981年締結、1982年発効）
- ・ 難民の地位に関する議定書（1982年締結、1982年発効）
- ・ 国際刑事裁判所に関するローマ規程（2007年締結、同年発効）

③ジュネーヴ諸条約その他の国際人道法

- ・ 1949年ジュネーヴ諸条約（第一条約から第四条約）（1953年締結、同年発効）

・ 1977年ジュネーヴ諸条約追加議定書（第一及び第二）（2004年締結、2005年発効）

未締結条約のうち障害者権利条約については、政府は、締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、2009年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置した。また、その下で障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」を開催し、障害者施策の推進に関する事項について議論を行った。政府はこれを踏まえ、施策の実施状況の監視等を担う組織の設置等を内容とする障害者基本法の改正案を国会に提出し、同改正案は2011年7月に成立した。このように、政府は、締結に必要な国内法の整備を進めており、こうした取組の進捗状況も踏まえて、引き続き障害者権利条約の早期締結を目指していく。

また、上記の人権条約には個人通報制度を有するものもあるが、我が国は同制度の受入れを行っていない。なお、同制度については、条約実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識している。同制度の受入れに当たって、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無、及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題につき、政府部内で検討を行っており、2010年4月には、外務省内に人権条約履行室を立ち上げた。我が国としては、引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、同制度の受入れの是非につき真剣に検討を進めていく。

2. 留保及び宣言

我が国は、以下の条約について、留保及び解釈宣言を行っている。

（1）経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

①第7条（d）

（i）態様と範囲

日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第7条（d）の適用に当たり、この規定にいう「公の休日についての報酬」に拘束されない権利を留保する。

（ii）理由

我が国では、現実に労働しない国民の祝日についても賃金を支払う賃金体系をとっている企業の割合が少なく、また、国民の祝日に賃金を支払うという社会的合意が無いことなどから、国民の祝日について報酬を支払うか否かは、政府としては、労使間の合意にゆだねることが適当と考えている。

② 第8条1(d)

(i) 態様と範囲

日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第8条1(d)の規定に拘束されない権利を留保する。ただし、日本国政府による同規約の批准の時に日本国の法令により前記の規定にいう権利が与えられている部門については、この限りでない。

(ii) 理由

同規約第8条はいわゆる労働基本権について規定したものであり、1(d)においては同盟罷業をする権利を定めている。一方、第8条第2項において合法的な制限を課することを妨げるものではないとされているところ、当該制限を課する「公務員」の範囲に関し、同条と我が国の関係法令の定めるところが必ずしも合致しないこと等の我が国の現状にかんがみ、1(d)の規定に拘束されない権利を留保している。ただし、規約の批准の時に我が国の国内法令により同盟罷業をする権利が与えられている部門についてはこの限りでない。

③ 第13条2(b)(c)

(i) 態様と範囲

日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第13条2(b)及び(c)の適用に当たり、この規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保する。

(ii) 理由

後期中等教育・高等教育の無償化条項については、負担の公平や無償化のための財源をどのように確保するか等の観点から、これらの教育を受ける学生等に対して適正な負担を求めるという方針を採っていること等から、我が国は、社会権規約第13条2(b)及び(c)の適用に当たり、「特に無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保している。このうち、後期中等教育については、2010年より公立高等学校の授業料を無償化するとともに、国立・私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を創設し、家庭の教育費の負担を軽減している(2011年における高等学校等への進学率は98.2%)。また、高等教育については授業料減免等への支援や奨学金事業による経済的負担軽減策に取り組んでいるところである。これらを踏まえて検討した結果、同規約にいう「無償教育の漸進的な導入」に係る留保については撤回する方向で現在調整を進めている。

④ 第8条2項

(i) 態様と範囲

日本国政府は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約の批准に際し同条約第9条にいう「警察」には日本国の消防が含まれると解する旨の立場をとったことを想起し、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第8条2及び市民的及び政治的権利に関する国際規約第22条2にいう「警察の構成員」には日本国の消防職員が含まれると解釈するものであることを宣言する。

(ii) 理由

政府は、我が国の消防は、その成立以来警察組織の一部門とされていたところであり、1948年に組織としては警察から分離されたが、任務、権限の性質、内容には基本的には変わりはないこと、現行法制上、国民の生命、身体及び財産を保護し、安寧秩序を保持するという警察と同様な目的、任務を与えられ、かつ、その職務の遂行に当たり警察と同様に広範な強制権限を与えられていること、実際の活動に当たっては、警察と同様、厳正な規律と統制のとれた迅速果敢な部隊活動が要求されることなどから、ILO第87号条約第9条にいう「警察」に含まれると解してきたところである。

(2) 市民的及び政治的権利に関する国際規約
第22条2

上記2. (1) ④参照。

(3) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
第4条(a)(b)

(i) 態様と範囲

日本国は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第4条の(a)及び(b)の適用に当たり、同条に「世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って」と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する。

(ii) 理由

第4条の定める概念は、様々な場面における様々な態様の行為を含む非常に広いものが含まれる可能性があり、それらのすべてにつき現行法制を越える刑罰法規をもって規制することは、その制約の必要性、合理性が厳しく要求される表現の自由や、処罰範囲の具体性、明確性が要請される罪刑法定主義といった憲法の規定する保障と抵触する恐れがあると考えたことから、我が国としては、第4条(a)及び(b)について留保を付することとしたものである。

(4) 児童の権利に関する条約

①第9条1

(i) 態様と範囲

日本国政府は、児童の権利に関する条約第9条1は、出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合に適用されるものではないと解釈するものであることを宣言する。

(ii) 理由

条約第9条1に関し、当該規定は、締約国に対し、父母による児童の虐待又は父母の別居等の特定の場合において、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として児童の最善の利益のために必要であると決定する場合を除き、児童がその父母の意思に反して父母から分離されないことを確保するよう義務づけるものであり、児童又は父母の退去強制、抑留及び拘禁等この条約第9条4において国がとり得る措置として認められている措置により、結果的に親子の分離が生ずることを妨げるものではないと解される。

②第10条1

(i) 態様と範囲

日本国政府は、更に、児童の権利に関する条約第10条1に規定される家族の再統合を目的とする締約国への入国又は締約国からの出国の申請を「積極的、人道的かつ迅速な方法」で取り扱うとの義務はそのような申請の結果に影響を与えるものではないと解釈するものであることを宣言する。

(ii) 理由

当該規定にいう「積極的」とは、出入国の申請を原則的に拒否するような消極的な取扱いを禁ずる趣旨であり、「人道的」とは、出入国に関する申請の受理から申請を通じた手続きの中で人道的配慮が必要と認める場合は、かかる配慮を行うべきものとの趣旨であり、また、「迅速」とは右手続きがいたずらに遅延しないよう取扱いを適正に行うべきことを各々意味すると考えられる。よって「積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。」とは、出入国の審査の結果を予断し拘束するものではないと解される。

③第37条(c)

(i) 態様と範囲

日本国は、児童の権利に関する条約第37条(c)の適用に当たり、日本国においては、自由を奪われた者に関しては、国内法上原則として20歳未満の者と20歳以上の者とを分離することとされていることにかんがみ、この規定の第2文にいう「自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離される」に拘束され

ない権利を留保している。

(ii) 理由

我が国の少年法においては20歳未満の者を「少年」として取り扱うこととし（少年法第2条）、自由を奪われた者についても、基本的に20歳未満の者（いわゆる「少年」）と20歳以上の者（成人）を分離することとされている（同法第49条及び第56条）。

これはこの条約が18歳未満の者を「児童」として手厚い保護を加えることとしているのをさらに一歩進めて、20歳未満の者までも広く保護の対象とする制度であると考えられ、「児童」という若年者をそれ以外の年長者から分離することにより有害な影響から保護するという条約第37条（C）の規定の趣旨及び目的とも合致するものであると考える。実体面におけるこれら少年の取扱いについては、我が国の矯正施設において、資質的に著しい差異がなく、共通の処遇を実施する必要が認められる者を集団に編成して処遇しており、個々の少年が集団内で犯罪性の進んだ者から悪影響をうけることのないよう配慮しており、かかる措置は条約の趣旨とも合致しているものとする。

(5) 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書

第3条5

(i) 態様と範囲

我が国は、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書第3条2に基づいて行った宣言を、「我が国は、法令により、18歳以上の者から自衛官を採用することとしている。」旨修正した（修正の効力は2010年4月1日に生じた）。

(ii) 理由

日本国政府は、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書（以下「本選択議定書」という。）（国会承認条約。2004年8月2日批准。）の締結にあたり、本選択議定書第3条2に則り、①自衛隊生徒を除き、18歳以上の者から自衛官を採用していること、②自衛隊生徒の採用の最低年齢を15歳としていること、③同生徒の採用が強制され又は強要されたものではないことを確保するために保障措置がしかるべくとられていることを内容とする宣言を寄託した。

2009年6月3日、防衛省設置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布され（2010年4月1日施行）、これにより、改正法施行後は、我が国において採用される自衛官は例外なく18歳以上の者となった。改正法施行に伴い、我が国は、解釈宣言の内容を「我が国は、法令により、1

8歳以上の者から自衛官を採用することとしている」との内容に修正した。右修正は本選択議定書第3条4に基づき、既存の宣言に修正を付した新たな宣言に改める旨の文書により国連事務総長に通告する形式で行ったものであるが、実質的には本選択議定書の締結にあたり我が国が行った解釈宣言を撤回することと同様の意味を持つ。

(6) 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約

第21条

(i) 態様と範囲

日本国は、この条約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理し及び検討する権限を有することを認める宣言を、第21条の規定に基づいて行う。

(ii) 理由

第21条は、条約に基づく義務の履行に関する締約国間の紛争を友好的に解決することを目的とする制度を規定しており、委員会のあっせんによって事案の解決を可能にすることにより、本条約の実施の効果的担保を図るものである。

我が国としては、拷問の禁止等に関する国際的な協力を積極的に貢献するととの観点より、かかる制度については受け入れるべきものと考えている。

B. 国内法における人権保護制度

1. 憲法等による人権の保護

(1) 総論

我が国法体系における最高法規である憲法は、国民主権を基本原理とし、平和主義と並んで基本的人権の尊重を重要な柱の一つとしている。憲法の保障する基本的人権は、「現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」(第97条)であり、基本的人権尊重の考え方は、「すべて国民は、個人として尊重される」(第13条)との思想に端的に示されている。憲法が規定する基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象としているものと解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものとされている。

(2) 法の下での平等

法の下での平等については、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係にお

いて、差別されない」（第14条第1項）と規定している。さらに、貴族制度の禁止（第14条第2項）、普通選挙（第15条第3項）、家族に関する個人の尊厳と両性の本質的平等（第24条）、両議院の議員及びその選挙人の資格の平等（第44条）、教育の機会均等（第26条第1項）を規定している。

（3）自由権

自由権については、思想及び良心の自由（第19条）、信教の自由（第20条）、学問の自由（第23条）を規定している。また、集会・結社及び言論・出版その他一切の表現の自由（第21条第1項）を規定している。身体の自由に関し、奴隷的拘束及び苦役からの自由（第18条）を規定している。また、法律の定める手続きによらなければ、刑罰を科されることはなく（第31条）、何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判官の令状によらなければ、逮捕されない（第33条等）。また、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、裁判官の令状がなければ、侵されない（第35条等）。何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されず、また、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されない（第34条）。公務員による拷問及び残虐な刑罰を禁止し（第36条）、刑事被告人の公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利、証人を審問する機会を与えられ、公費で強制的な手続により証人を求める権利並びに弁護人依頼権（第37条）を規定している。また、自己に不利益な供述を強要されず、強制、拷問もしくは脅迫による自白又は不当に長く抑留もしくは拘禁された後の自白は証拠とすることができず、また、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない（第38条）。実行の時に適法であった行為等については、刑事上の責任を問われず、また、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない（第39条）。

居住、移転及び職業選択の自由（第22条第1項）、財産権の保障（第29条第1項、第2項）を規定し、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を規定している（第22条第2項）。

（4）社会権

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する（第25条第1項）。また、国は、全ての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない（第25条第2項）。更に憲法では、「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」（第26条第1項）を規定し、義務教育の無償（第26条第2項）を規定している。勤労の権利、

賃金等勤労条件の基準並びに児童酷使の禁止（第27条）並びに勤労者の団結権、団体交渉権並びに団体行動権（第28条）を規定している。

また、何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、国又は地方公共団体に、その賠償を求めることができる（第17条）。刑事裁判で抑留又は拘禁されたのち、無罪の裁判を受けたときは、国にその補償を求めることができる（第40条）。社会資本の整備などの目的で土地が収用された場合等、国や地方公共団体の活動によって財産上の損失を受けた国民がその補償を請求する権利（第29条第3項）も規定している。

憲法では、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」とし、また、普通選挙及び投票の秘密を規定している（第15条）。選挙権については年齢満20歳以上の日本国民の男女に、平等に与えられている。また、被選挙権については、衆議院議員については年齢満25年以上の日本国民の男女に、参議院議員については年齢満30年以上の日本国民の男女に、それぞれ平等に与えられている。地方公共団体の議事機関としての議会及び地方公共団体の長（知事、市町村長等）は、住民によって選挙される。また、憲法は最高裁判所裁判官の国民審査（第79条第2項、第3項、第4項）、特別法の住民投票（第95条）、憲法改正の国民投票（第96条）などの権利について規定しているほか、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し請願する権利（第16条）を規定している。地方自治法では、地方公共団体の議会の解散の請求、議員・長等の解散の請求について、住民の直接請求権を認めている。

憲法の定めるこれらの規定は、立法、行政及び司法の三権を拘束するものである。立法、行政及び司法の三権は、それぞれ国会、内閣及び裁判所に分属し、厳格な相互抑制の作用を通じ、人権擁護の面においても、遺漏なきを期している。

そのほか、様々な法律等によって、我が国が締結した人権諸条約において言及されている人権が保障されている。

（5）制限

憲法第11条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と規定している。同時に、第12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」とし、第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対す

る国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。

これは人権保障も絶対的で一切の制約が認められないということではなく、主として、基本的人権相互間の調整を図る内在的な制約理念により一定の制限に服することがある旨を示すものである。例えば、他人の名誉を毀損する言論を犯罪として処罰することは、行為者の言論の自由を制限することにはなるが、この制限は、他人の名誉権を保護するためにはやむを得ないことであり、「公共の福祉」の考え方により説明することができる。

したがって、そもそも他人の人権との衝突の可能性のない人権については、「公共の福祉」による制限の余地はないと考えられている。例えば、思想・良心の自由（第19条）については、それが内心にとどまる限り、その保障は絶対的であり一切の制約は許されないものと解されている。

さらに、人権を規制する法令等が合理的な制約であるとして公共の福祉により正当化されるか否かを判断するにあたって、判例は、営業の自由等の経済的自由を規制する法令については、立法府の裁量を比較的広く認めるのに対し、精神的自由を規制する法令等の解釈については、厳格な基準を用いている。

このように、憲法は、「公共の福祉」の内容を示す明文の規定はないものの、「公共の福祉」の概念は、各権利毎に、その権利に内在する性質を根拠に判例等により具体化されており、憲法による人権保障及び制限の内容は、実質的には、人権諸条約による人権保障及び制限の内容とほぼ同様のものとなっている。したがって、「公共の福祉」の概念の下、国家権力により恣意的に人権が制約されることはもちろん、同概念を理由に人権諸条約で保障された権利に課されるあらゆる制約が人権諸条約で許容される制約を超えることはあり得ない。

2. 国内法システムの一部としての人権諸条約

憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、この規定の趣旨から、我が国が締結し、公布された条約は、人権諸条約を含めて国内法としての効力を持つ。

条約の規定を直接適用し得るか否かについては、当該規定の目的、内容及び文言等を勘案し、具体的場合に応じて判断すべきものとされている。多くの場合においては、条約上の義務の履行のために必要な法律を別途制定しているため、条約違反の事案も、ほとんどが国内法違反の事案として処理されている。

3. 人権諸問題に対処する機関及び救済制度

(1) 司法機関

①裁判所の役割

裁判所は、原則として、人権問題を含む全ての法律上の争訟を裁判する権限を有するとともに、具体的事件の裁判に付随して、一切の法律、命令、規則又は処分の憲法適合性を判断する権限を有することとされている（憲法第81条）。

そして、何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われず、民事・行政事件について裁判所に訴訟を提起し裁判を求める権利を有するとともに、刑事事件については裁判所による裁判によるのでなければ刑罰を科せられない（憲法第32条等）。特に刑事事件については、被告人に、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利が重ねて保障されている（憲法第37条第1項）。

裁判所は、このような裁判を受ける権利の保障の下に、上記のような権限の行使を行うことにより、基本的人権の保障を確保する役割を果たしている。

②救済措置

（i）行政訴訟・民事訴訟

人権を侵害した主体が行政庁である場合には、行政処分の取消し等を求める行政訴訟や、権利侵害による損害について国家賠償を求める訴訟を提起することができる。また、人権を侵害した主体が私人である場合には、行為の差止めや権利侵害によって被った損害の賠償を求める民事訴訟を提起することができる。

（ii）刑事手続

人権侵害行為が犯罪に該当する場合、捜査機関は、証拠に基づいて、被疑者（被告人）の身柄拘束や訴追を行い、裁判において、検察官により犯罪の証明がなされ有罪となれば、被告人に適正な刑事処罰が科せられることとなる。

そして、刑事訴訟法により、犯罪により害を被った者は告訴することができる（同法第230条、231条）、また、何人も告発をすることができる（同法第239条）。

（2）行政機関

①法務省の人権擁護機関

人権問題に対処する権限を持つ行政機関の一つとして、法務省の人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局、地方法務局、人権擁護委員）がある。人権擁護委員とは、法務大臣が委嘱した民間のボランティアであり、全国の市町村に、約1万4000人の人権擁護委員が置かれている。法務省の人権擁護機関は、中立公正な立場で、人権擁護のために様々な活動に取り組んでいる。

具体的には、法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局及びその支局

(全国約320か所)に、人権相談所を常時開設し、人権相談に応じているほか、市町村役場、デパート、公民館などでも、特設相談所を臨時に開設し、人権相談に応じている。相談は無料で、相談の内容についての秘密は厳守されている。

人権相談等を通じて、人権侵犯の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として速やかに調査し、人権侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき事案に応じた適切な処置を講じ、人権侵害による被害者の救済を図っている。

また、「人権週間」を始めとするあらゆる機会を通じて、人権に関する講演会・映画会の開催、テレビ・新聞等のマスメディアを利用した啓発、ポスター・パンフレット等の作成及び配布等の人権啓発活動を行い、広く国民の間に人権尊重思想の普及高揚に努めている。

2010年度における法務省人権擁護局の予算額は、約36億円である。

②特定の問題に対処する機関

(i) 女性の地位向上に関する特定の問題に対処する機関として、内閣府男女共同参画局がある。男女共同参画局は内閣府本府組織令第1条により内閣府本府に設置されているもので、男女共同参画社会の形成の促進、男女共同参画基本計画の作成・推進、苦情処理等の事務を所掌している。2011年度における男女共同参画局の定員は42名であり、予算は約363百万円である。また、施策の実施状況の監視などの役割を担うため、閣僚と有識者により構成される男女共同参画会議が設置されている。

ジェンダー問題に対処する政策及び枠組みとしては、男女共同参画社会基本法に基づいて策定している第3次男女共同参画基本計画(2010年12月17日閣議決定)があり、政府一体となって男女共同参画社会の実現に取り組んでいる。

(ii) 先住民に関する機関として、内閣官房にアイヌ総合政策室が設置されており、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、アイヌ政策推進会議を開催している。

(iii) 雇用の分野における女性の地位向上に関する機関として、都道府県労働局雇用均等室が各都道府県に設置されており、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関して、労働者及び事業主からの相談対応、法に基

づく行政指導等を行っている（全国で47か所、職員総数232人（2011年4月1日現在））。

（iv）児童に関する機関として、都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市・金沢市・熊本市）が児童相談所を設置している（全国で206か所（2011年4月1日現在））。

児童相談所の業務内容は以下のとおりである。

- （a）相談、調査、診断、判定、援助決定
- （b）在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等
- （c）一時保護 等

なお、2011年4月1日現在、児童福祉司2,606人、職員総数9,604人が配置されている。

（v）障害者に関する機関として、精神医療審査会が、各都道府県・指定都市に設置されており、非同意入院の者など精神科病院に入院中の者の定期病状報告の審査や、退院請求、処遇改善請求等の審査を行っている。

（vi）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、虐待発見者または被虐待高齢者等から通報・届け出を受けた市町村においては、必要に応じて立入調査等を実施し、虐待が認められた場合は、一時保護等の措置や、施設の場合は改善命令等の権限の行使を実施している。また、養護者の支援にも努めている。

（3）日本司法支援センター

総合法律支援法に基づいて2006年に設立された日本司法支援センター（法テラス）は、人権侵害の被害者等に対して、補償等の法制度や相談機関・団体等に関する情報を無料で提供しているほか、犯罪によって人権侵害を受けた被害者等に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を無料で紹介している。

また、法テラスは、人権侵害の被害者等が、加害者に対して損害賠償を求める場合等において、資力が乏しいために弁護士に相談したり、民事訴訟を遂行することができない被害者等に対し、無料法律相談の実施や、弁護士費用の立替え等を行っている。

C. 国内における人権保護促進の枠組み

1. 人権保護促進に関する国会及び地方議会の役割と活動

憲法において、国会は国権の最高機関であり、唯一の立法機関と定められており、国会は衆議院及び参議院の両議院で構成されている。両議院には、国会法第41条の規定に基づき、それぞれ常任の委員会として法務委員会が設置されている。国会は、立法権の行使を通じ、人権保護及び促進を図っている。

また、国会は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第8条の規定に基づき、毎年、「人権教育及び人権啓発施策」として前年度に各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策について、政府から報告を受けている。国会へ報告された内容については、広く国民向けに「白書」として刊行されている。

地方議会においては、世界人権宣言の趣旨を踏まえ、人権擁護都市宣言や部落差別撤廃に関する決議などの取組み等を行っている。

2. 人権関係諸条約の周知

我が国が締結している人権関係諸条約の日本語訳は、市販されているほとんどの法律書に収録されており、日本国民は容易にその内容を知ることができる。

政府は、我が国が締結している人権関係諸条約に関するパンフレットを作成し、一般社会に配布している。また、外務省ホームページ

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>) に我が国が締結した人権関係諸条約及び政府報告、条約成立の経緯等を日本語で掲載しているほか、英語においても右情報を掲載する

(<http://www.mofa.go.jp/policy/human/index.html>) など、人権諸条約の積極的な周知に努めている。

3. 人権教育・啓発

(1) 公務員一般

行政官については、人事院が国家公務員を対象として実施する各種研修において、人権に関するカリキュラムを設けるとともに、それぞれの府省が実施する研修における人権教育の充実について、各府省に対して指導を行ってきている。

また、地方公務員については、総務省が自治大学校及び消防大学校において実施している各研修において人権教育の充実を図るとともに、地方公共団体等においても人権教育を実施している。

法務省では、「人権教育のための世界計画」第2フェーズ行動計画の趣旨に沿い、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を毎年2回開

催している。また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を毎年3回開催している。

(2) 警察職員

警察は、犯罪捜査等の人権にかかわりの深い職務を行っていることから、「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」（2000年国家公安委員会規則第1号）において、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」を定めるとともに、職務倫理に関する教育を警察における教育の最重点項目に掲げ、人権教育を積極的に実施している。

新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対しては、警察学校における憲法、刑事訴訟法等の法学や職務倫理の授業等で人権尊重に関する教育を実施しているほか、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス等の主として女性を被害者とする暴力事案等の捜査要領の授業では、被害者への配慮について理解させる教育を実施している。

犯罪捜査、留置業務、犯罪被害者支援等に従事する警察職員に対しては、各級警察学校における専門教育や警察本部、警察署等の職場における研修会等のあらゆる機会をとらえ、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。

(3) 入管職員

入管職員に対しては、各種職員研修において、人権関係諸条約等についての講義を実施し、人権に対する意識の一層の向上を図っている。

(4) 検察官

法務省では、検察職員に対して、任官時及びその経験年数等に応じて受講が義務づけられている各種研修において、本規約に関する講義及び犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施している。

(5) 裁判官

裁判官、検察官、弁護士になるいずれの者も司法研修所において修習を受けた後、法曹資格を取得するが、この修習期間中に人権関係諸条約に関するカリキュラムを組み込んでいる他、裁判官に任官した後についても、研修においてこのテーマを扱っていると承知している。

(6) 弁護士

日本弁護士連合会並びに各県毎の弁護士会、各地域毎の弁護士連合会において、研修を実施していると承知している。例えば、日本弁護士連合会による最近の研修のテーマは以下のとおりであると承知している。

- ・ 外国における人権侵害に対する国際人権NGOの取組み
- ・ アジア地域人権機構の設立に向けて
- ・ 国連自由権規約委員会の動向について
- ・ 子どもの虐待 ―子どもの権利条約の視点から
- ・ 国際人権法から見た東日本大震災 ―国連社会権規約を中心に
- ・ 震災問題に関する国際人権セミナー
- ・ 国際人権法の活用―自由権規約委員会第5回政府報告書審査をふまえて

(7) 刑務官

刑務官を含む矯正施設の職員に対しては、矯正研修所及び同支所における各種研修プログラムにおいて、被収容者の人権の尊重を図る観点から、憲法及び人権に関する諸条約を踏まえた被収容者の人権に関する講義や行動科学的な視点を取り入れた研修等を実施している。また、各矯正施設においても、被収容者に対する処遇場面などを想定したロールプレイング教材を用いて実務に即した自庁研修を行うなどにより、職員の人権意識の向上に努めている。

(8) 自衛官

防衛省では、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸・海・空の各自衛隊幹部学校等の各教育課程において、自衛官になるべき者や自衛官に対して、有事における捕虜等の人権を保護するため、ジュネーヴ条約その他の国際人道法に関する教育を実施している。

(9) 教師

独立行政法人教員研修センターにおいて、人権教育の指導的立場を担う者を対象として、人権教育に関する国内外の動向や人権教育に関する効果的な指導方法等について、研究協議及び演習等を行うことにより、児童生徒に人権を尊重する態度を育成するための必要な知識等を修得させ、各地域において、人権教育に関する研修の講師等としての活動や、各学校への指導・助言等が受講者により行われることを目的として、「人権教育指導者養成研修」を実施している。

また、学校における校内研修の中で人権教育についての研修が取り組まれているほか、多くの都道府県教育委員会等において人権教育担当者向けの研修が実施されているとともに、初任者研修や10年経験者研修などライフステージ

に応じた研修のプログラムにおいても人権教育に関する内容が扱われている。

(10) 一般市民

法務省の人権擁護機関では、一般国民を対象として、人権に関する講演会や研修会を実施し、国民の人権意識の向上に努めている。

4. 人権意識向上のための施策

(1) 教育プログラム

「人権教育研究推進事業」において、都道府県教育委員会等に研究を委託し、①学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組に関する実践的研究や、②学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に関する実践的な研究を行っている。

また、「社会教育における地域の教育力強化プロジェクト」において、「人権教育」をはじめとした社会における重要な課題について、地域社会それぞれの実情に合わせて、住民が主体的に考え、地域の課題を認識し、共同して解決していくことを促す「仕組みづくり」のための実証的共同研究を行っている。

(2) メディアを利用した人権啓発

法務省の人権擁護機関では、映画館におけるスクリーン広告の実施、空港等における大型ビジョン放映、電車内における広告の掲出、ポータルサイトやSNSサイト等におけるインターネットバナー広告の掲載、YouTube への動画配信、法務省ホームページでの情報発信、テレビ放送、ラジオ放送、新聞紙や週刊誌等への関連記事の掲載等、様々なメディアを利用した人権啓発活動を行っている。

5. NGO等の市民社会団体の参画

政府としては、各種人権関係条約に関連する民間レベルでの様々な活動についてもその重要性を十分認識している。このような観点から、人権諸条約の政府報告の作成過程においても、NGO等の市民社会団体との会合を持つなどして、意見を聴取してきている。今後とも引き続き市民社会との対話を重視し、継続していく考えである。

法務省の人権擁護機関では、人権啓発活動、人権相談活動、人権侵犯事件の調査救済活動を行うに当たり、適当なNGO等の市民社会団体を含む各種機関・団体との連携を図り、実効的な人権保護・促進に努めている。

6. 国際協力

普遍的価値である人権及び基本的自由が、我が国は勿論、世界各国・地域で保障されることが重要であり、それぞれの国には個別の歴史、伝統等が存在することから、我が国は、個別の状況を踏まえ、対話と協力を通じて人権状況の改善を支援している。

我が国は、2010年、保健医療分野に444.14百万ドル、ジェンダー平等分野に1,658.11百万ドル、平和構築分野に380.90百万ドル、障害者施策分野に181.76百万ドル（2010年度）の政府開発援助を行った。

人権関連国際機関（OHCHR、ユニセフ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）等）による人権関連活動に協力、貢献している。我が国は2010年度、ユニセフに約17,505万ドル拠出し、世界第4位の拠出国であるとともに、アジア地域におけるOHCHRの活動へのトップドナーでもある。今度とも、自発的拠出を含め、継続的に支援していく。

また、ミレニアム開発目標の達成に向けた取組として、各分野におけるコミットメントを表明し、着実に実施している。2010年9月には、2011年からの5年間で保健分野で50億ドル、教育分野で35億ドルの支援を表明した。2011年6月には、幅広い関係者の連携強化のため、MDGs国連首脳会合をフォローアップする国際会議を我が国で開催し、同年9月には、MDGs閣僚級非公式会合をニューヨークで関係国・機関と共に開催した。

7. 政府報告作成の過程

政府報告の作成にあたっては、関係省庁の協力を得て、主として外務省が調整を行っているが、女子差別撤廃条約の政府報告の作成のみ内閣府が調整を行っている。

政府としては、各種人権諸条約に関連する民間レベルでの様々な活動についてもその重要性を十分認識している。このような観点から、人権諸条約の政府報告の作成過程において、一般市民及びNGOから外務省及び内閣府（女子差別撤廃条約について）ホームページで広く意見募集を行い、また一般市民及びNGOとの意見交換会を開催し、参考としてきている。さらに、2011年の女子差別撤廃条約のフォローアップ報告の作成にあたっては、男女共同参画会議監視専門調査会において、有識者による議論も行われている。

政府報告は、幅広く周知するために、和文及び英文を外務省及び内閣府（女子差別撤廃条約について）ホームページに掲載しているほか、関係国会議員及び関心を有する国民、NGO等に配布している。

政府報告に対する最終見解は、関係省庁と共有され、個々の勧告について検討される。新たな施策が実施された場合には、それらは次回の政府報告に反映

される。なお、最終見解は、和文及び英文を外務省及び内閣府（女子差別撤廃条約について）ホームページに掲載している。

Ⅲ. 非差別・平等に関する政策

1. 非差別・平等に関する法制

(1) 憲法

基本的な原理である平等原則は、憲法第14条第1項において「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定され、いかなる差別もない法の下での平等を保障している。さらに、憲法は貴族制度の禁止（第14条第2項）、普通選挙（第15条第3項）、家族に関する個人の尊厳と両性の本質的平等（第24条）、両議院の議員及びその選挙人の資格の平等（第44条）、教育の機会均等（第26条第1項）を規定している。

(2) 法律

法の下での平等は、憲法の規定に従い国内法令の下でも保障されている。特に男女の平等原則を規定したのものとして、男女共同参画社会の形成を総合かつ計画的に推進することを目的とする男女共同参画社会基本法、労働者の性別による差別を禁じた男女雇用機会均等法が施行されている。その他、教育の機会均等を定めた教育基本法が施行されている。

また、個別の規定の中で法の下での平等が保障されている法律としては、職員に適用される基準として平等取扱の原則を定めた国家公務員法第27条及び地方公務員法第13条、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをすることを禁じている地方自治法第244条第3項、労働条件について労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由とした差別的取扱いを禁じた労働基準法第3条及び男女同一賃金を定めた同第4条、労働組合の規約に人種、宗教、性別、門地又は身分により組合員の資格を奪われないことを規定することを定めた労働組合法第5条第2項、生活保護の無差別平等の受給を定めた生活保護法第2条等がある。

2. 非差別・平等に関する政策

(1) 総論

法務省の人権擁護機関では、様々な事由に基づく差別的取扱いを含むあらゆる人権問題について、人権啓発活動、人権相談活動、人権侵犯事件の調査救済活動を実施している。

検察及び警察は、加害者や被害者等の人種、信条、性別、社会的身分などの如何にかかわらず、法と証拠に基づき、等しく刑罰法規を適用し、適切な捜査処理及び科刑の実現に努めている。

(2) 教育プログラム

文部科学省では、従来から、憲法及び教育基本法に則り、学校教育全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育の推進に努めている。

小・中・高等学校の学習指導要領においては、総則に「人間尊重の精神」を「具体的な生活の中に生かすことを掲げるなど、学校の教育活動全体を通じて人権に配慮した教育を推進することとしている。

また各学校における教科等の指導では、小・中学校の社会や道徳、高等学校の公民などにおいて、基本的人権の尊重や権利及び義務、人権に関する国際法の意義と役割、差別や偏見のない社会の実現等について取り扱うこととしている。

(3) 公共情報キャンペーン

法務省の人権擁護機関では、特定の人や特定の集団に属する人に対する人権侵害を含むあらゆる人権問題について、人権啓発活動、人権相談活動、人権侵犯事件の調査救済活動を実施している。

例えば、2002年9月17日の日朝首脳会談において、北朝鮮側が拉致事件の事実を正式に認めたこと等から、在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対する嫌がらせ等の行為が発生した際には、全国の法務局・地方法務局において、人権相談等を通じて適切な措置を講じた。また、2006年7月及び2009年4月に北朝鮮がミサイルを発射したとの報道がされた際並びに2006年10月及び2009年5月に北朝鮮が核実験を行ったと公表した際にも同様に適切な対応を実施した。

また、人権啓発活動としては、例えば、ハンセン病患者等に対する偏見・差別等をなくし、理解を深めるために、ハンセン病に関するシンポジウムを毎年行っている。

(了)